

厚木市権利擁護支援センター

2020年8月1日

中核機関としてリニューアル!

厚木市権利擁護支援センターは、これまでの業務を拡充し、中核機関を設置します。

中核機関とは、権利擁護や成年後見制度の利用が必要な方に、支援が行き届くように地域連携の中心的な役割を担う機関です。成年後見制度や権利擁護についての相談を受付けています。お気軽にご相談ください。



厚木市権利擁護支援センターは、厚木市の委託事業です。

TEL

046-225-2939

FAX

046-225-3021

メール

kenri@shakyo-atsugi-kanagawa.jp

〒243-0018 厚木市中町1-4-1 厚木市保健福祉センター4階

月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は除く)



社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会